番号:160563 国名:ミャンマー

担当部署:社会基盤・平和構築部 ジェンダー平等・貧困削減推進室

案件名:人身取引被害者支援能力向上・協力促進プロジェクト詳細計画策定調査(評価分

析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析(2)格付:3号~4号(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1)全体期間: 2016年9月中旬から2016年11月中旬まで

(2) 業務M/M: 国内 0.60M/M、現地 0.70M/M、合計 1.30M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

7日 21日 5日

- 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
- (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
- (2) 見積書提出部数:1部
- (3)提出期限:8月24日(12時まで)
- (4) 提出方法:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)

(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>調達 ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)> 業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

(<a href="http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/20150618.html">http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\_gt/20150618.html</a>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5)評価結果の通知:提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年8月31日(水)までに個別に通知します。

## 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針

8点 2点

②業務実施上のバックアップ体制等

(2)業務従事予定者の経験能力等:

①類似業務の経験

45点

②対象国又は同類似地域での業務経験

9 点

③語学力

18点

④その他学位、資格等

18点

(計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	ミャンマー/全途上国
語学の種類	英語

#### 5. 条件等

(1)参加資格のない社等:特になし

(2)必要予防接種:なし

## 6. 業務の背景

メコン地域(ミャンマー、タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム及び中国南部)では、 近年の急速な地域経済発展に伴い、開発の負の影響として国家間の経済ギャップ、都市と 農村部での貧困格差が拡大し、さらに麻薬や武器の取引、組織犯罪の広がりとともに人身 取引という国境を越えた問題が深刻化している。

ミャンマーでは、中国やタイ、最近ではインドネシアを受入国とする人身取引事案が増加している。2015年にはミャンマー人身取引対策中央委員会(Central Body for Suppression of Trafficking in Persons: CBTIP)が把握しているだけでも、617名の被害者が国境地域等で保護されており、政府に公式に認定されていない被害者も相当数いるとされている。2016年7月に発表された米国国務省の人身取引報告書においても、ミャンマーは Tier 3(政府が最低基準を順守せず、順守に向けた努力もしていない国)に格付けされるなど、厳しい評価を受けている。また、2015年12月のASEAN経済共同体発足に伴い、当該地域における経済的な連携が進展し人の移動が活発化するなか、今後さらに被害者が増加すると見込まれており、人身取引は喫緊の課題となっている。

同国では、社会福祉・救済・復興省(Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement: MSWRR)傘下の社会福祉局(Department of Social Welfare: DSW)はじめ、警察やNGO等の関係機関が被害者保護や社会復帰の各プロセス(受入国からの帰還、被害者認定、保護シェルターでの保護、家族捜索、社会復帰支援等)に携わっている。しかしながら、DSW職員及びシェルター職員等の被害者保護や社会復帰支援に関する能力は依然として十分ではなく、また人身取引対策に精通している政府職員の数も限られている。

ミャンマーでは、1997 年に女性と子どもの人身取引対策国家行動計画を策定し、2005年には人身取引対策法(Anti-Trafficking in Persons Law)を制定、翌2006年には内務大臣を委員長としたCBTIPを設置している。CBTIPのもとで、「第1次人身取引対策国家行動5か年計画2007-2011」、「第2次人身取引対策国家行動5か年計画2012-2016」を策定するなど、人身取引を重要な課題と位置づけて取り組んでいる。5か年計画では、政策(Policy)、防止(Prevention)、訴追・取締り(Prosecution)、保護(Protection)、キャパシティビルディング(Capacity Building)の「4P+CB」の重点項目を打ち出している。「第2次人身取引対策国家行動5か年計画」の保護及びキャパシティビルディング分野では、被害者支援に携わる中央・地方政府関係者等に対する訓練(TOT含む)の実施や、帰還した被害者への支援の充実、帰還手続きの迅速化等が掲げられている。現在、「第3次人身取引対策国家行動5か年計画2017-2021」の策定に向けた協議中である。

JICA は、2009年3月から2010年3月まで、DSW に短期専門家を派遣し、被害者保護にかかる現状調査を実施した。さらに、2012年6月から2016年6月まで、CBTIP及びDSWをC/Pとして、ミャンマーにおける人身取引被害者の保護と社会復帰にかかるサービスを提供する組織及び人材の能力向上を目的とする、「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」(以下、「先行プロジェクト」)を実施した。先行プロジェクトでは、人身取引被害者の保護と社会復帰支援の担い手を対象に実施した研修、教材開発、ソーシャルワーカー向けのハンドブックの作成、Information Center for Trafficked Persons (ICTP)の設立等の活動を行ってきた。ミャンマー政府は同プロジェクトの活動を高く評価するとともに、同プロジェクトの後続案件として「人身取引被害者支援能力向上・対策協力促進

プロジェクト」(以下、「本プロジェクト」)の実施を期待している。

上記の背景を踏まえ、本詳細計画策定調査では、本プロジェクトの協力の実施に必要な 関連情報を収集・整理するとともに、プロジェクトにかかわる合意文書 (M/M) 締結を行う 予定である。

#### 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては、監督職員より情報提供を行う。また、他の調査団員の作成分も含めた報告書(案)報告書(案) 報告書(案)

具体的担当事項は次のとおりとする。

## (1) 国内準備期間(2016年9月中旬)

- ① 要請の背景・内容を把握(先行プロジェクトの終了時評価調査時に収集した資料を含め関連報告書等の資料・情報の収集・分析)の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
- ② C/P機関 (DSW、CBTIP) 、その他ミャンマー側関係機関、他ドナー等に対する質問票(案) (英文)の担当分野に関する部分を作成する。
- ③ 担当分野に関する調査計画・方針案を検討する。
- ④ PDM(案) (和文・英文)、PO(案) (和文・英文)および事業事前評価表(案) (和文・英文)の担当分野に関する部分を作成する。
- ⑤ 他ドナーによる当該分野の活動に関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥ 調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

#### (2) 現地派遣期間(2016年9月中旬~10月上旬)

- ① JICAミャンマー事務所等との打ち合わせに参加する。
- ② C/P機関、その他ミャンマー側関係機関等との協議及び現地調査に参加する。
- ③ 担当分野に関する以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) ミャンマー政府の人身取引対策にかかる最新の制度、政策(最新の「人 身取引対策国家行動5か年計画(2017年-2021年)」含む)と本プロジェク トの位置づけ
  - イ) ミャンマー側C/Pの本プロジェクトの最新の実施体制(組織、予算、人員等)
  - ウ) ヤンゴン及びマンダレーの地方局(DSW、警察、女性連合等)における本プロジェクトの実施体制
  - エ) 対象サイト候補地域での被害者保護・社会復帰支援の体制、連携状況及 び課題(ミャンマー国境地域を含む)
  - オ) 他ドナー (IOM、オーストラリア政府、UNICEF、UNODC、World Vision、 Save the Children等) のミャンマー人身取引支援分野における最新の援助動向
- ④ PDM(案) (和文·英文)、PO(案) (和文·英文)の作成に協力する。
- ⑤ ミャンマー側C/Pとの協議で合意された内容について、R/D(案) (英文) および M/M(案) (英文) の取りまとめに協力する。
- ⑥ 評価5項目の観点からプロジェクトを分析する。

- ⑦ 現地調査結果のJICAミャンマー事務所への報告に参加する。
- (3) 帰国後整理期間(2016年10月中旬)
  - ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)を作成する。
  - ② 収集資料の整理・分析(収集資料リスト作成、質問票回答の取りまとめ等)を行う。
  - ③ 帰国後打合せ、帰国後報告会等へ出席し、担当分野に係る調査報告を行う。
  - ④ 担当分野の調査結果を取りまとめ、他の業務従事者の作成分も含めた詳細計画策 定調査報告書(案)(和文)を作成する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 事業事前評価表(案) (和文・英文)
- (2) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文) 上記報告書等については、電子データを持って提出することとする。

#### 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、「成田⇒バンコク⇒ヤンゴン⇒バンコク⇒成田」を標準とします。

## (2) 直接人件費月額単価

直接人件費月額単価については、2016年度単価を上限とします。 http://www.jica.go.jp/announce/information/20160209.html

# 10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
  - ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2016年9月中旬~10月上旬を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日から1週間遅れて現地調査(2週間程度)を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

## ② 現地での業務体制

本業務にかかる調査団構成は、以下の通りです。

- ア) 総括(JICA)
- イ) ジェンダーと開発 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 評価分析(本コンサルタント)

## ③ 便宜供与内容

JICAミャンマー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配 なし
- ウ) 車両借り上げあり
- エ) 通訳傭上 あり
- オ) 現地日程のアレンジ

スケジュール作成およびアポイントメントの取り付けについては、コンサルタントが実施(必要に応じてJICAミャンマー事務所が支援します)。

尚、出張については以下が生じる見込みで、国内航空券はJICAミャンマー 事務所が手配します。

- 中央政府関係者との面談等:ネピドー
- 国境地域での被害者保護・社会復帰支援活動の視察・調査等:対象 サイト候補地域にかかる情報収集として、ヤンゴン、マンダレーの 他、JICAが後日選定する国境地域(2-3か所)で調査を実施予定。
- カ) 執務スペースの提供 なし
- キ) ビザ取得及び国内移動許可
  - 現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出およびミャンマー国内の移動許可取得にかかる手続きはJICAにて支援します。

### (2)参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部ジェンダー平等・貧困 削減推進室(TEL:03-5226-8148)にて配布します。
  - 「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」終了時 評価調査報告書(案)
  - ミャンマー社会福祉省組織図(仮)
  - 運営指導調査現地報告書(案)(2014年8日9日~8月16日実施)
- ②本業務に関する以下の資料が、JICAウェブサイトで公開されています。

ミャンマー国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト詳細計画策 定調査報告書

http://open\_jicareport.jica.go.jp/215/215/215\_104\_12083549.html

## (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます
- ② ミャンマー国内での活動においては、JICA安全対策措置を遵守するとともに、JICA 総務部安全管理室、JICAミャンマー事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとします。 なお、シャン州、マンダレー地域並びにタニンダリー地域への移動は、原則として空路を使用することとします。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務行うこと。なお、疑義が生じた場合は不正腐敗情報相談窓口または JICA担当者に速やか相談するものとします。

以上